



# マイナンバーカード特設窓口を開設しています

## 特設窓口を開設しています

マイナポイント第2弾の対象期間となる9月末まで、マイナンバーカード申請・交付特設窓口を開設します。申請に必要な顔写真を無料で撮影し、その場でマイナンバーカードの申請を受け付けます。予約は不要ですので、まだマイナンバーカードの申請をしていない方は、この機会に窓口をご利用ください。

また、事業所や5名以上の団体での申し込みがあれば、指定された日時に指定された場所に伺い、出張窓口を開設することもできますので、詳しくは下記担当までご連絡ください。

期限が間近になると窓口が混雑することが予想されますので、早めの申請がお勧めです。ぜひマイナンバーカードを取得してください。

### ■日時

毎週日曜日 午前9時から午後5時

平日 午前8時45分から午後5時30分

### ■期間 9月末まで

### ■場所 役場町民課窓口

### ■特設窓口でできること

- マイナンバーカードの申請、交付  
(簡易書留郵便を受け取れる方で、暗証番号を役場に預けることに同意する場合は、カードを郵便で受け取ることができます。)
- マイナポイントの申請、健康保険証の登録、公金受取口座の登録補助
- 電子証明書の新規発行、更新

### ■必要なもの

- 本人確認書類、通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- 本人確認書類には次の①の中から1点、または②の中から2点必要です。
    - ①顔写真付きのもので、最新の情報が記載されているもの  
運転免許証、旅券、在留カード、身体障害者手帳 など
    - ②「氏名、生年月日」または「氏名、住所」が記載されたもの  
健康保険証、年金手帳、学生証、社員証、子ども医療費受給者証、介護保険証、各種年金証書 など
  - ※有効期限内の原本に限ります。
  - 15歳未満の方や成年後見人が申請される場合は、法定代理人(親権者、成年後見人)と一緒にお願いします。両者の本人確認が必要です。
  - 成年後見人の方は、登記事項証明書の原本をお持ちください。

## マイナンバーカードを取得すると…

### ①マイナンバーの証明ができます

マイナンバーの提示が必要なさまざまな場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

### ②本人の身分証明書になります

顔写真付きの身分証明書として利用でき、マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。

### ③健康保険証として利用できます

マイナンバーカードを保険証化すると、限度額適用認定証などの事前申請が不要になり、マイナポータルで「特定検診情報」「薬剤情報」「医療費」の閲覧もできます。また、専用のカードリーダーが設置された医療機関や薬局の窓口では保険証としての利用もできます。(別海病院は対応していません。)

### ④公金受取口座を登録できます

公金受取口座を登録すると、給付金や還付金の申請の手間が減り、早く受けられます。公金受取口座の預金金額や取り引き履歴を見られる心配はありません。

## 最大20,000円分のポイントがもらえます

次の要件を満たすと、キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイントが付与されます。



キャンペーン1	キャンペーン2	キャンペーン3
カードの取得と <b>20,000円</b> までの チャージまたは、 お買い物で最大 <b>5,000円</b> 分	健康保険証 利用申し込みで <b>7,500円</b> 分	公金受取口座 登録で <b>7,500円</b> 分

※9月30日までにマイナンバーカードを申請した方が対象となります。

※マイナポイントの申し込み期限は令和5年2月28日です。

## オンライン申請用二次元コード付き、マイナンバーカード交付申請書が順次送付されます

国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構」から、オンライン申請用二次元コード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。スマートフォンなどで申請書の二次元コードを読み取ることで、簡単に申請ができます。(郵送で申請することも可能です。)

※次のような方には、交付申請書は送付されません。

- ①75歳以上の方で、令和2年度または令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方
- ②令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方（出生時または転入時に地方公共団体情報システム機構から、個人番号通知書などと一緒に交付申請書が送付されています。)
- ③在留期間の定めのある外国人住民の方（地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請などについてお知らせをしています。)
- ④配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為、児童虐待やこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している方

問合せ／戸籍年金担当（内線1222・1225）

## 福祉課から

### ファミリー・サポート・センター事業

## 協力(両方)会員、準協力(両方)会員 講習会受講者募集中

「ファミリー・サポート・センター事業」とは、町内在住または、町内に通勤している方で、子育てのお手伝いをしてほしい方【利用会員】と子育てのお手伝いができる方【協力(両方)会員】【準協力(両方)会員】が会員登録し、子育てをサポートする有償の相互援助事業で、新規会員を随時募集しています。

#### ■協力(両方)会員と準協力(両方)会員の要件 (子育てに関する資格は必要ありません)

次の全てを満たす方

- ①健康な20歳以上の方
- ②自宅での預かりや送迎ができる方  
※準協力(両方)会員については送迎のみ
- ③子どもの安全のため一定の講習を受講できる方

#### ■活動の内容(子どもは生後3カ月以上が対象です)

##### 【協力(両方)会員】

協力会員宅などでの子どもの預かりや保育施設などの送迎

##### 【準協力(両方)会員】

保育施設などの送迎のみ

#### ■30分の利用料

利用会員が協力会員、準協力会員へ次の金額を支払います。

平日		土曜日、日曜日、祝日、 12月29日から 翌年1月3日
午前7時から 午後7時	左記以外の 時間	時間帯にかかわらず
350円	400円	500円

※4km以上の送迎の場合は、別途1kmにつき30円の支払いが必要となります。

#### 講習会開催予定日時のお知らせ **受講料無料**

協力(両方)会員、準協力(両方)会員の方には会員登録後、子どもの安全のため子育てに関する講習会に参加していただきます。本年度は次のスケジュールにより講習会を実施します。本年度のうちに受講することができなかった講座については来年度以降、別途開催を予定しますので気軽にお申し込みください。

##### 協力・両方会員講習会(全24時間)

- 日時 9月1日(木)、7日(水)、12日(月)、15日(木)、  
22日(木)、26日(月)  
10月6日(木)、13日(木)  
午前9時30分から午後0時30分

- 場所 生涯学習センターみなる ※託児あり

##### 準協力・準両方会員講習会予定日時(全5時間)

上記8日間のうちの2日間を予定しています。  
※詳しくはお申し込みの後にご連絡します。

- 申込締切 8月18日(木)

- 申込方法 印鑑と受講者の顔写真(縦4cm×横3cm)を準備し、下記担当または各支所までお越しください。

※利用会員についても随時募集しています。

問合せ／こども・子育て担当(内線1313)